

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 20 回定例

1 月 25 日（水）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 1 月 25 日に教育委員会第 20 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 24 年 1 月 25 日（水） 開会 9 時 15 分
閉会 10 時 20 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 金 子 容 子
委員長職務代理者 高 橋 尚 子
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員（教育長） 安 倍 徹

事務局（説明員） 寺 田 好 弥 教育次長
杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長
田 中 潤 事務局参事兼学校教育課長
水 元 敏 夫 事務局参事兼学校人事課長
吉 澤 勝 治 教育政策課長
奈良間 一 博 情報化推進室長
石 川 理 恵 子 人権教育推進室長
原 田 揚 一 財務課長
西 川 誠 福利課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育推進室長
塩 崎 克 幸 高校再編整備室長
活 洲 み な 子 社会教育課長
柳 田 恭 一 文化財保護課長
松 井 和 子 スポーツ振興課長
渡 邊 勉 静岡教育事務所長
内 田 育 子 静岡西教育事務所長
谷 野 純 夫 中央図書館長
三ッ谷 三 善 総合教育センター所長
橋 本 勝 学校人事課人事監

4 その他

- (1) 第 38 号議案は、原案を一部修正の上、可決された。
- (2) 第 39 号議案は、原案どおり可決された。
- (3) 報告事項 1～4 及び 2 月の主要行事予定は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 39 号議案は調整中の案件、報告事項 3・4 は人事案件であるため、
非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 39 号、及び報告事項 3・4 を非公開とする。

第 38 号議案 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

委 員 長： 議案書 1 頁「第 38 号議案 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則」について、三ッ谷総合教育センター所長より説明願う。

総合教育センター所長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 体育館とテニスコートは講堂と同じ条件ではないのか。

総合教育センター所長： 体育館とテニスコートの場合は、利用の中身を考えれば事前の準備をそれほど必要としないと考え、従来どおりとした。

溝 口 委 員： テニスコートは夜も使用ができるのか。

総合教育センター所長： テニスコートは照明が無いため 17 時までしか使用できない。体育館は、夜も使用できる。

委 員 長： 体育館とテニスコートを除く主な理由は必要が無いからか。

総合教育センター所長： はい。

加 藤 委 員： 何かの大会等を計画する際に、半年ぐらい前から会場を予約できないと不便との趣旨で、講堂を半年前から予約できるよう変更しながら、体育館だけを除外するのはいかがなものか。体育館についても市民が体育行事を計画する時などに、2 月前からでないとは予約できなければ不便という状況は考えられる。

総合教育センター所長： 講堂や大研修室については、半年ぐらい前から予約できないと不便との声があったのだが、体育館については、そのような要望は無かった。

溝 口 委 員： 体育館とテニスコートの稼働率はどの程度なのか。

総合教育センター所長： 平成 22 年度のデータだが、体育館の稼働率は 72 パーセントであり、その内、一般市民が利用した稼働率は 70 パーセントである。テニスコートの稼働率は 60 パーセントであり、全て一般市民が利用している。

溝 口 委 員： 私が勤務する大学でも、体育館やテニスコートは学生の利用が多い。総合教育センターの体育館やテニスコートも一般市民の利用が多いのではないか。

委 員 長： 公共施設は稼働率が大事である。講堂や大研修室だけでなく、体育館

やテニスコートも含めて、半年前から予約できるよう改正したらいか
がか。

総合教育センター所長： テニスコートの利用状況を見ると、大会の開催より近隣の方が練習等
で日常的に利用している場合が多い。体育館については、催しができる
場所であり考慮が必要と感じた。

教 育 長： 講堂などを利用した大会ではキャンセルの可能性は低いですが、テニスコ
ートなどでは、6月前から予約を入れたのにもかかわらず、直前にキ
ャンセルする人も多いのではないかと。であれば、逆に使い勝手が悪く
なるおそれがある。

加 藤 委 員： それは運用の仕方ではないか。例えば、キャンセル料を取れば良いの
ではないか。

教 育 長： いつからキャンセル料が生じるのかわからないが、例えば、1か月前
にキャンセルすればキャンセル料が取られないとするならば、ある方
が6か月前に予約し、1か月前にキャンセルした場合、本来であれば
2か月前に予約できた方が予約できないようなケースが生じるのでは
ないか。

財 務 課 長： 行政においては、確定債権を収入するに留まり、キャンセル料という
概念は無い。

溝 口 委 員： 優先順位の考え方が一般的である。県職員やスポーツ団体等、県教育
委員会傘下のスポーツ団体が利用する場合などは優先的に借りること
ができるようにすれば良い。

加 藤 委 員： 料金が無料では当日のキャンセルも多くなる。雨が降ればそれだけで
来なくなる。だが、料金を取られるとなれば行かない時は誰かに渡す
ようになる。予約しキャンセルを繰り返す団体は指導すれば良い。

教 育 長： キャンセル等の心配が無ければ、体育館やテニスコートも含めて、全
て6月前で良い。

溝 口 委 員： キャンセルが多い団体には「もう貸さない」と指導すれば良い。

委 員 長： 何回以上キャンセルがあった場合には使用禁止とするなど、常識的な
ルールを設ければ良いのではないかと。

総合教育センター所長： 「体育館及びテニスコートを除く」との規定を取り、全ての施設につ
いて6月前から予約できるよう改正したい。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案の原案から「体育館及びテニスコートを除く」を削除することに
異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第38号議案を一部修正の上、可決とする。

報告事項1 重要無形民俗文化財の指定

委 員 長： 報告事項1頁「重要無形民俗文化財の指定」について、柳田文化財保
護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： これはいつ頃からあるものなのか。

文化財保護課長： 平安時代末期から鎌倉時代初期の間に始まったと考えられているが、はっきりとした記録が残っていない。

加藤委員： 踊りの様式がその当時のものと酷似しているのか。

文化財保護課長： それは確認できていない。

加藤委員： 物が残っていないものについて時代を推定する場合は、その時代の様式美に酷似しているからその頃に始まったのだらうと推測できる。

文化財保護課長： 西浦田楽との関係が調査されており、その調査結果から推測した。

委員 長： 何らかの書物に「蛭ヶ谷の田遊び」に関する記述は無いのか。

文化財保護課長： それが無いため、はっきりと確定できない。「ほた小僧」というのは、田の神が子供の形で現れてきたのか、あるいは早乙女と交接した結果、できた子供であろうと推測される。それがやってきて生命感をみなぎらせて踊る。桜の木に結びつけるのは、桜の花見はもともと稲作の豊作を願って花占いとしてやっているという伝統があったようで桜の花が稲作の結果と結びついており、田の神が桜に返っていくという意味もあるのではないかとされている。

加藤委員： 2月11日は紀元節である。

文化財保護課長： この時期は、稲作が始まる前にそれを祝してお祭りが行われることから他の田遊びも多い。

委員 長： 公共のものでなくても個人の日記等でも「蛭ヶ谷の田遊び」に関する記述は発見されていないのか。

文化財保護課長： 発見されていない。

加藤委員： せっかく指定されたのでいわれなどを記録として残しておかなければならない。よくわからないけど古そうだから指定するというのは良くない。文化財は、過去の経歴を整理し、推測でも構わないが推測の元になった事象をあげて記録に残したほうが良い。そうすれば観光資源としても使えるかもしれない。

委員 長： 推測の元になった資料が問われる。その資料をきちんと保管しておかなければならない。

溝口委員： 静岡県の民俗芸能学会みたいなものは無いのか。重要無形民俗文化財は9件も指定されているので県の機関と民間の機関がタイアップして記録を整理しておく方が良い。

委員 長： 少なくとも今回の件に関しては、発祥の時代が定かでないことが後年問題になる可能性もあるのでわかる範囲で記録を集めてほしい。

教育 長： 牧之原市の報告書は300頁から400頁にもわたる膨大なものである。その中には発祥の根拠となるような記述は記載されていないのか。

文化財保護課長： 報告書によると古文書には発祥の記録が無いとのことであった。

委員 長： 後年、様々な候補があがってきた場合、今回のケースは比較対象となるだろう。その時のためにも資料をできる限り集めておいて欲しい。

文化財保護課長： 牧之原市の報告書もあり、現状の記録はしっかりできている。それを受けて国文化審議会は重要無形民俗文化財に指定するよう答申した。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項 1 を了承した。

報告事項 2 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成 22 年度業務の評価結果

委員 長： 報告事項 2 頁「報告事項 2 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成 22 年度業務の評価結果」について、松井スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 今回、静岡県体育協会グループが管理している 2 つの施設が審査を受けたが、評価委員のうち、私学の校長を務めている土屋氏は県教育委員会に勤務経験があり、岩水氏は県体育協会の傘下にある県スポーツ推進委員連絡協議会の副会長である。民間から見れば、できレースと言え過ぎかもしれないが、評価者として妥当といえるのか。ちなみに、評価委員の名前はホームページに出るのか。

スポーツ振興課長： ホームページには評価委員の名前も所属も掲載される。

溝口委員： 昨年度の三ヶ日青年の家での事故等もあり、指定管理者の問題は注目されている。この評価委員の構成をスポーツ関係者が見た時にどう思うか。同じスポーツ関係の人でも民間のスポーツ関係者が良いのではないか。正直、身内で審査しているような印象を受ける。

新しくできる草薙の県総合運動場は指定管理者に委託するのか。

スポーツ振興課長： 新しくできる草薙の体育館は、公園の中の施設なので交通基盤部の公園緑地課が担当している。現在、草薙にある県総合運動場は県体育協会グループが指定管理者として運営している。新しくできる体育館についても、その運営範囲に入らるであろう。

また、評価委員には第三者の立場として民間の方も含まれている。岩水氏に関しては施設を実際に利用している方の代表である。スポーツ基本法が変わり、スポーツ推進委員となっているが、これまでは県体育指導委員という名称であった。体育指導委員は市の非常勤職員としてどの市町にも委嘱されている。したがって、岩水氏は市から委嘱されている方であり、県体育協会とのつながりは無い。

溝口委員： 予算はもらっているのではないか。

スポーツ振興課長： 予算は指導者養成の講習会にあてる費用として県教育委員会から助成をしており、県体育協会とは関係ない。

溝口委員： 県指導者連絡協議会は県体育協会と一緒に指導者資格の研修会を開催していたのではないか。それは組織が違って、共同開催していたのか。

スポーツ振興課長： 県スポーツ推進委員連絡協議会は県体育協会の傘下では無いため、

一緒に研修会を開催していたとすれば、共同開催していたのではないか。いずれにしても民間の方から誤解を受けないよう検討していきたい。

加藤委員： ガバナンスが大事である。指定管理者と利害関係がある人が評価をしてはいけない。県教育委員会は指定管理者を選ぶ立場であるので、教育委員会との関係が深い人が評価委員に入ってもガバナンスの面で何の問題も無い。指定管理者をいかに評価するかが問題なので指定管理者とお金のやり取りをする方が評価委員に入ったらずいだが、別に教育委員会の関係者が評価者に入ったとしても我々は使用者側として管理会社を見ている訳だから何ら問題はない。

委員長： 一般的にだが、私も多少は溝口委員と同じように感じている。外部委員が入る場合は、これまでの慣例はさておき、評価という所期の目的を達成して下さる方を選ばなければならない。この事は、本案件のスポーツ振興課のみではなく、今後、評価委員等外部からの委員を選任する場合、事務局原案にとってどうかという観点ではなく、適正な評価、審議という所期の目的を果たして下さるかどうかの観点から人選することが、すべての課に求められることである。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項 2月の主要行事予定

委員 長： 報告事項5頁「報告事項 2月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 2月の主要行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第39号議案 静岡地区新構想高等学校(仮称)の校名決定

<非>報告事項3 平成24年度介護のための離職・再採用制度における再採用選考試験の経過及び結果

<非>報告事項4 平成23年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰(最終決定)

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。これをもって、平成23年度第20回教育委員会定例会を閉会とする。